

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：福岡県社会人バドミントン連盟]

[記載日：2026年2月20日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	適用外
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
連盟の規約により理事会、委員会を組織し、決定事項を遵守しながら団体運営、大会運営等を行っています。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
公共施設の使用に係る規則や、地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守し、適切に事業運営を行っています。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
規約に基づき理事、監事を選任し、定期的に理事会を開催。適切に団体運営及び事業運営を行っています。	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
当連盟では、組織運営と基本方針についてまとめており、役員や年に2回開催される大会（福岡県社会人クラブ対抗リーグ戦大会）に参加する社会人クラブチームの代表者と共有しています。クラブ代表者とのコミュニケーションはとれており、現時点で特段の運営上の問題は生じていません。	

原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	C
当連盟は役員数が限られているため、現時点では積極的かつ体系的なコンプライアンス教育の実施が十分とはいえません。令和8年度からは、県協会主催の研修会への参加を計画的に進め、役員のコンプライアンス意識の向上に努めます。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
競技者に対する教育や研修の実施は、自由意志に基づく社会人スポーツの特性上、強制的な研修実施は困難であるため、情報提供や啓発活動を通じた意識向上に努めます。原則2にも記述しましたが、クラブの代表者間ではSNSを通じて十分なコミュニケーションが取れています。社会人クラブ全体としてはこの1年間で、暴力行為などの問題は発生していないと認識しています。今後の具体的な目標として、2026年6月に開催される大会から、代表者会議の際に、コンプライアンスに関する資料をまとめ、話し合い（教育）の場を設けます。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
当連盟では、経理処理を適切に行っており、主に年2回開催される大会の収支管理を行っています。この会計処理は、副会長1名、評議員1名、そして事務局1名の計3名が担当し、大会の収支が適切に管理されているかを確認し、監事による監査も受けています。大会の収支報告書は、参加チームの代表者が閲覧できるようにしており、情報の透明性を保っています。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	適用外
現時点では公的助成を受けていません。今後、国庫補助金等の管理の必要性が生じれば、助成団体が定める実施要項等を遵守します。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
団体の規約に基づき、監事による監査を受けるとともに、定期総会において前年度の会計に関する決算書類等の承認を得ています。	

原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
当連盟では、必要に応じて情報を適切に開示しています。これには大会収支報告書（原則 4(1)参照）などが含まれます。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
組織運営に関連する情報の開示に関しては、年に 2 回開催される大会で、各クラブの代表者と連盟の現状や連盟に対する希望を確認し、積極的に皆の意見を共有する取り組みを行っています。この取り組みにより、関係者は団体の運営状況を理解し、意見交換の機会を持つことができます。また、「スポーツ団体ガバナンス・コード〈一般スポーツ団体向け〉」の遵守状況(セルフチェックシートの記入内容)については、令和 7 年度中にホームページに掲載し公開します。	
原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF 向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF 向け〉の規定があるか（ある場合は下欄に記述）	